

令和 6 年

第 2 回（5 月）河合町議会臨時会議案

令和 6 年 5 月 1 0 日

河 合 町

付 議 事 件

議案第 4 1 号 令和 6 年度河合町一般会計補正予算について

承認 第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 5 年度河合町一般会計補正予算)

承認 第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町行政組織条例等の一部改正)

承認 第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町税条例の一部改正)

承認 第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町国民健康保険税条例の一部改正)

議 案 第 4 1 号

令 和 6 年 度

河 合 町 一 般 会 計 補 正 予 算

(第 1 号)

河 合 町

令和6年度河合町一般会計補正予算（第1号）

令和6年度河合町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 14,036千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,035,036千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6年 5月10日 提出

河合町長 森 川 喜 之

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
15 国庫支出金		千円 1, 014, 387	千円 14, 036	千円 1, 028, 423
	2 国庫補助金	506, 387	14, 036	520, 423
歳 入 合 計		9, 021, 000	14, 036	9, 035, 036

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費		千円 1, 111, 643	千円 14, 036	千円 1, 125, 679
	1 総務管理費	995, 382	14, 036	1, 009, 418
歳 出 合 計		9, 021, 000	14, 036	9, 035, 036

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	1,014,387	14,036	1,028,423
歳入合計	9,021,000	14,036	9,035,036

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費	千円 1, 111, 643	千円 14, 036	千円 1, 125, 679
歳 出 合 計	9, 021, 000	14, 036	9, 035, 036

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 14,036	千円	千円	千円
14,036			

2 歳 入

(款) 1 5 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
7 総務費国庫補助金	千円 17,369	千円 14,036	千円 31,405
計	506,387	14,036	520,423

節		説 明
区 分	金 額	
16 地方創生臨時交付金	千円 14,036	地方創生臨時交付金（価格高騰重点支援地方交付金： 給付金・定額減税一体支援枠） 千円 14,036

1 5 款 国庫支出金

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
37 新型コロナ ウイルス感 染症対応地 方創生等事 業費【価格 高騰交付金 ：低所得世 帯支援分】	千円 0	千円 14,036	千円 14,036	千円 14,036	千円	千円	千円 0

節・細節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	千円 3,102	03 低所得者支援及び定額減税一体給付金	千円 14,036
3 会計年度任用職員報酬	3,102	1 報酬	3,102
		会計年度任用職員報酬	3,102
3 職員手当等	1,093	3 職員手当等	1,093
		時間外勤務手当	135
3 時間外勤務手当	135	管理職員特別勤務手当	60
18 管理職員特別勤務手当	60	会計年度任用職員期末手当	380
24 会計年度任用職員期末手当	380	会計年度任用職員費用弁償	200
26 会計年度任用職員費用弁償	200	会計年度任用職員勤勉手当	318
27 会計年度任用職員勤勉手当	318	4 共済費	656
4 共済費	656	一般職共済組合負担金	285
3 一般職共済組合負担金	285	会計年度任用職員に係る社会保険料	371
4 会計年度任用職員に係る社会保険料	371	10 需用費	627
10 需用費	627	消耗品費	300
1 消耗品費	300	印刷製本費	327
4 印刷製本費	327	11 役務費	2,244
11 役務費	2,244	通信運搬費	1,562
		手数料	682
		12 委託料	6,314
		その他	6,314
		・システム改修費	6,314

2 款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	995,382	14,036	1,009,418	14,036			0

節・細節		説 明
区 分	金 額	
1 通信運搬費	千円 1,562	千円
4 手数料	682	
12 委託料	6,314	
5 その他	6,314	

2 款 総務費

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和 6年 5月10日

河合町長 森 川 喜 之

専 決 処 分 書

令和5年度河合町一般会計補正予算（第11号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和 6年 3月29日

河合町長 森 川 喜 之



承認第2号

令和5年度

河合町一般会計補正予算

(第11号)

河合町

令和5年度河合町一般会計補正予算（第11号）

令和5年度河合町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ154千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,498,254千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和 6年 3月29日 専決

河合町長 森 川 喜 之

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
19 繰入金		千円 108,828	千円 △1,046	千円 107,782
	1 基金繰入金	107,601	△1,046	106,555
22 町債		994,333	1,200	995,533
	1 町債	994,333	1,200	995,533
歳 入 合 計		8,498,100	154	8,498,254

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費		千円 1,467,309	千円 154	千円 1,467,463
	1 総務管理費	1,308,925	154	1,309,079
6 農林商工費		92,786	0	92,786
	1 農業費	86,556	0	86,556
歳 出 合 計		8,498,100	154	8,498,254

第2表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金額	事 業 名	金額
3 総務費	1 総務管理費	地方創生等事業費 【価格高騰重点支援地方交付金：給付金・定額減税一体支援枠分】	34,109	地方創生等事業費 【価格高騰重点支援地方交付金：給付金・定額減税一体支援枠分】	17,384
合 計			187,344		170,619

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償還 の 方法
4. 土 地 改 良 事 業 債	28,100	普通貸借 又 は 証券発行	年5% 以 内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	政府資金につ いては、その 融資条件に より、銀行そ の他の債権 者との協定 による。但 し、町財政 の都合により 据置期間及 び償還期限 を短縮し若 しくは繰上 償還又は低 利に借換え することができる。	29,300	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
合 計	994,333				995,533			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
19 繰入金	千円 108,828	千円 △1,046	千円 107,782
22 町債	994,333	1,200	995,533
歳入合計	8,498,100	154	8,498,254

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	1,467,309	154	1,467,463
6 農林商工費	92,786	0	92,786
歳 出 合 計	8,498,100	154	8,498,254

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			154
	1,200		△1,200
	1,200		△1,046

2 歳 入

(款) 1 9 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 財政調整基金繰入金	千円 102,094	千円 △1,046	千円 101,048
計	107,601	△1,046	106,555

(款) 2 2 町債

(項) 1 町債

4 農林商工債	28,100	1,200	29,300
計	994,333	1,200	995,533

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	千円 △1,046	財政調整基金繰入金 千円 △1,046

3 土地改良事業債	1,200	土地改良事業 1,200

1 9 款 繰入金 2 2 款 町債

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
30 新型コロナ ウイルス感 染症対策基 金費	千円 1	千円 154	千円 155	千円	千円	千円	千円 154
計	1, 308, 925	154	1, 309, 079				154

(款) 6 農林商工費

(項) 1 農業費

5 農地費	53, 282	0	53, 282		1, 200		△1, 200
計	86, 556	0	86, 556		1, 200		△1, 200

節・細節		説 明
区 分	金 額	
24 積立金	千円 154	01 新型コロナウイルス感染症対策基金費 154
1 積立金	154	24 積立金 154 積立金 154

		財源補正

2 款 総務費 6 款 農林商工費

承認第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和 6 年 5 月 1 0 日

河合町長 森 川 喜 之

専 決 処 分 書

河合町行政組織条例等の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和 6年 3月29日

河合町長 森 川 喜 之



河合町行政組織条例等の一部を改正する条例

(河合町行政組織条例の一部改正)

第1条 河合町行政組織条例（平成2年3月河合町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「企画部」を削り、「環境部」を「生活環境部」に改め、同条第2項を削る。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の給与に関する条例（昭和32年8月河合村条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4級の項中「副園長」の次に「、主任調整員」を加え、同表5級の項中「主幹」の次に「、議会事務局長」を加え、同表6級の項中「、議会事務局長」を削る。

(河合町都市計画審議会条例の一部改正)

第3条 河合町都市計画審議会条例（昭和44年7月河合村条例第10号）の一部を次のように改正する。

第8条中「まちづくり推進課」を「都市計画課」に改める。

(河合町文化財保護条例の一部改正)

第4条 河合町文化財保護条例（昭和63年6月河合町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中「河合町教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「町長」に改める。

第4条第1項から第4項まで及び第6項並びに第5条第1項及び第5項中「教育委員会」を「町長」に改める。

第6条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会」を「町長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「町長」に改める。

第7条、第9条第1項及び第2項並びに第10条中「教育委員会」を「町長」に改める。

第11条第1項中「教育委員会」を「町長」に改め、「又は教育委員会」を削り、同条第2項中「教育委員会」を「町長」に改める。

第12条、第13条第1項及び第14条中「教育委員会」を「町長」に改める。

第15条第1項中「教育委員会」を「町」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「町長」に改める。

第16条第3項中「教育委員会」を「町長」に改める。

第17条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(河合町住居表示審議会条例の一部改正)

第5条 河合町住居表示審議会条例（平成8年9月河合町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条中「まちづくり推進課」を「都市計画課」に改める。

(河合町子ども・子育て会議設置条例の一部改正)

第6条 河合町子ども・子育て会議設置条例（平成25年12月河合町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条中「子育て支援課」を「子育て健康課」に改める。

(河合町まちづくり自治基本条例推進委員会設置条例の一部改正)

第7条 河合町まちづくり自治基本条例推進委員会設置条例（令和5年6月河合町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第9条中「企画部」を「総務部」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和 6年 5月10日

河合町長 森 川 喜 之

専 決 処 分 書

河合町税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和 6年 3月 31日

河合町長 森 川 喜 之



河合町税条例の一部を改正する条例

河合町税条例（昭和29年4月河合村条例第19号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、町民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第71条第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第139条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第5条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年

の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除）

第7条の5 令和6年度分の個人の町民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき町民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用

がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例)

第7条の6 令和6年度分の個人の町民税に限り、個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の町民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第

2 期の納期（以下この項及び次条第 1 項において「第 2 期納期」という。）においてはその者の第 1 期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第 40 条第 1 項に規定する第 3 期の納期（以下この項において「第 3 期納期」という。）及び同条第 1 項に規定する第 4 期の納期（以下この項において「第 4 期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

（3） 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額とその者の分割金額に 2 を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 1 期納期及び第 2 期納期においてはしないものとし、第 3 期納期においてはその者の第 1 期分金額とその者の分割金額に 2 を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第 4 期納期においてはその者の分割金額とする。

（4） 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額とその者の分割金額に 2 を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 1 期納期、第 2 期納期及び第 3 期納期においてはしないものとし、第 4 期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和 6 年度分の個人の町民税（第 1 期納期から第 47 条第 1 項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和 6 年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例）

第 7 条の 7 令和 6 年度分の個人の町民税に限り、第 47 条の 2 第 1 項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税（第 3 項において「年金所得に係る特別徴収の個人の町民税」という。）の額及び同条第 2 項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額については、次に定めるところによる。

（1） 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の町

民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下

この項において「１０月分金額」という。）に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(２) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期における税額はないものとし、第２期納期においてはその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の１０月分金額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(３) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(４) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控

除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の町民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の町民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とす

る。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の町民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の町民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき町民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34

条の9第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2第21項を削り、同条第20項を同条第21項とし、同条第19項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第18項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。

附則第10条の2第22項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第23項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第27項を同条第28項とし、同条第26項を同条第27項とし、同条第25項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第26項とし、同条第24項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第25項とし、同条第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号

」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 町長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第12条の2中「令和3年法律第7号」を「令和6年法律第4号」に、「第14条第1項」を「第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度」を「令和6年

度から令和８年度」に改める。

附則第１３条の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第１５条第１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条第２項中「令和６年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に改める。

附則第１６条の３第３項に次の１号を加える。

- (５) 附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１６条の３第１項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第１６条の４第３項に次の１号を加える。

- (５) 附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１６条の４第１項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第１７条第３項に次の１号を加える。

- (５) 附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１７条第１項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第１８条第５項に次の１号を加える。

- (５) 附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１８条第１項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第１９条第２項に次の１号を加える。

- (５) 附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１９条第１項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第２０条第２項に次の１号を加える。

- (５) 附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条

の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の河合町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

承認第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和 6年 5月10日

河合町長 森 川 喜 之

専 決 処 分 書

河合町国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和 6年 3月 31日

河合町長 森 川 喜 之



河合町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

河合町国民健康保険税条例（昭和３５年７月河合村条例第８号）の一部を次のように改正する。

第２３条第１項第２号中「２９０，０００円」を「２９５，０００円」に改め、同項第３号中「５３５，０００円」を「５４５，０００円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の河合町国民健康保険税条例の規定は、令和６年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

